

別添 現行の安全管理措置等との比較

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
精華町個人情報管理規程	精華町個人情報等の取扱いに関する管理規程	4-8(別添)行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針	
第1章 総則 (用語の定義)	第1章 総則 (定義)	4-8-1 指針の意義	
<p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 精華町個人情報保護条例(平成16年条例第4号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p>	<p>第1条 この規程において使用する用語は、この規程で別に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)において使用する用語の例による。</p>		
(目的)	(基本理念)		
<p>第1条 この規程は、精華町(以下「町」という。)が保有する個人情報の適切な管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第2条 個人情報、個人番号及び特定個人情報(以下「個人情報等」という。)を取り扱うに当たっては、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、個人情報等の取扱状況(取り扱う個人情報等の性質及び量を含む。)、個人情報等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>この指針は、法第66条第1項の規定等を踏まえ、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものを示すものである。各行政機関等においては、この指針を参考として、個人情報の適切な管理に関する定めを整備するとともに、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況(取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。)、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
第2章 管理体制 (総括保護責任者)	第2章 管理体制 (総括保護責任者)	4-8-2 管理体制 【総括保護管理者】	
第3条 町に、総括保護責任者を置き、副町 長をもって充てる。	第3条 精華町(以下「町」という。)に、 総括保護責任者を1人置くこととし、副町 長をもって充てる。	(1) 各行政機関等に、総括保護管理者を1 人置くこととし、組織を通じて保有個人 情報の管理の任に当たる者として適当と 判断される者(官房長、総務担当役員 等)をもって充てる。	
2 総括保護責任者は、町が保有する個人情 報の管理に関し、最高責任者として事務を 総括する任に当たる。	2 総括保護責任者は、町長を補佐し、町に おける個人情報等の管理に関する事務を総 括する任に当たる。	総括保護管理者は、行政機関の長等 を補佐し、各行政機関等における保有 個人情報の管理に関する事務を総括す る任に当たる。 なお、各府省に設置される公文書監 理官が個人情報の保護に関する事務を 担当する場合には、公文書監理官は、 総括保護管理者を助け、各府省におけ る保有個人情報の管理の実質責任者と しての任に当たる。	
	(総括保護管理者) 第4条 町に、総括保護管理者を1人置くこ ととし、総務部長をもって充てる。		
	2 総括保護管理者は、総括保護責任者であ る副町長を補佐し、町における個人情報等 の管理に関する事務を総括する任に当たる とともに、総務部の保護責任者を兼任す る。		
(総括保護管理者)	(保護責任者)	【保護管理者】	
第4条 各部等に、総括保護管理者1人を置 き、各部等の長をもって充てる。	第5条 個人情報等を取り扱う各部等に、保 護責任者を1人置くこととし、当該部等の 長又はこれに代わる者をもって充てる。	(2) 保有個人情報を取り扱う各課室等に、 保護管理者を1人置くこととし、当該課 室等の長又はこれに代わる者をもって充 てる。	
2 総括保護管理者は、当該部等における個 人情報の適切な管理を確保する任に当た る。	2 保護責任者は、各部等における個人情報 等の適切な管理を確保する任に当たる。個 人情報等を情報システムで取り扱う場合、 保護責任者は、情報システム担当課の長で ある情報システム管理者と連携して、その 任に当たる。	保護管理者は、各課室等における保有 個人情報の適切な管理を確保する任に 当たる。保有個人情報を情報システム で取り扱う場合、保護管理者は、当該 情報システムの管理者と連携して、そ の任に当たる(注)。	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
(保護管理者)	(保護管理者)	(注)例えば、4-8-6(情報システムに	
第5条 各課等に、保護管理者1人を置き、 各課等の長をもって充てる。	第6条 個人情報等を取り扱う各課等に、保 護管理者を1人置くこととし、当該課等の 長又はこれに代わる者をもって充てる。	における安全の確保等)、4-8-7(情 報システム室等の安全管理)、4-8-	
2 保護管理者は、当該課等における個人情 報の適切な管理を確保する任に当たる。個 人情報を情報システムで取り扱う場合、保 護管理者は、当該情報システムの管理者と 連携して、その任に当たる。	2 保護管理者は、各課等における個人情 報等の適切な管理を確保する任に当たる。個 人情報等を情報システムで取り扱う場合、 保護管理者は、情報システム管理者と連携 して、その任に当たる。	11(安全管理上の問題への対応) (2)、4-8-12(監査及び点検の 実施)(2)及び(3)その他保有個人 情報を情報システムで取り扱う場合、保 護管理者は、情報システムの管理者と連 携して、それぞれの措置を講ずる。	
(保護主任)	(保護担当者)	【保護担当者】	
第6条 各課等に、保護主任を置き、当該課 等の保護管理者が指名する職員をもって充 てる。	第7条 個人情報等を取り扱う各課等に、当 該課等の保護管理者が指定する保護担当 者を1人又は複数人置く。	(3)保有個人情報を取り扱う各課室等に、 当該課室等の保護管理者が指定する保護 担当者を1人又は複数人置く。	
2 保護主任は、保護管理者を補佐し、当該 課等における個人情報の管理に関する事務 を担当する。	2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各 課等における個人情報等の管理に関する事 務を担当する。	保護担当者は、保護管理者を補佐し、 各課室等における保有個人情報の管理 に関する事務を担当する。	
(監査責任者)	(監査責任者)	【監査責任者】	
第7条 監査責任者を置き、総務部長をも つて充てる。	第8条 町に、監査責任者を1人置くこと とし、総務部長をもって充てる。	(4)各行政機関等に、監査責任者を1人置 くこととし、内部監査等を担当する部局 の長、幹事等をもって充てる。	
2 監査責任者は、町における個人情報の管 理の状況について監査する任に当たる。	2 監査責任者は、個人情報等の管理の状況 について監査する任に当たる。	監査責任者は、保有個人情報の管理の 状況について監査する任に当たる。	
	(特定個人情報等事務取扱担当者の明確化 等)		
※第5条※ 3 保護管理者は、次に掲げる事項を指定す る。 (1)個人番号及び特定個人情報(以下「特 定個人情報等」という。)を取り扱う職 員(以下「特定個人情報等取扱者」とい う。)並びにその役割 (2)特定個人情報等取扱者が取り扱う特定 個人情報等の範囲	第9条 個人番号及び特定個人情報(以下 「特定個人情報等」という。)を取り扱う ときは、特定個人情報等を取り扱う職員 (派遣労働者及び会計年度任用職員を含 む。以下「特定個人情報等事務取扱担 当者」という。)及びその役割を明確化す る。 2 特定個人情報等を取り扱うときは、特定 個人情報等事務取扱担当者が取り扱う特定 個人情報等の範囲を明確化する。		行政機関等は、組織体制の整備として、次 に掲げる事項を含める。 (略) ・ 事務取扱担当者及びその役割の明確化 ・ 事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報 等の範囲の明確化 ・ 事務取扱担当者が取扱規程等に違反して いる事実又は兆候を把握した場合の責任者 への報告連絡体制の整備 ・ 個人番号の漏えい、滅失又は毀損等(以 下「漏えい等」という。)事案の発生又は 兆候を把握した場合の職員から責任者等へ の報告連絡体制の整備 ・ 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う 場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
	<p>3 特定個人情報等を取り扱うときは、次に掲げる組織体制を整備する。</p> <p>(1) 特定個人情報等事務取扱担当者がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の保護管理者等への報告連絡体制</p> <p>(2) 特定個人情報等の漏えい等その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事案及び番号法違反の事案又はそれらのおそれのある事案の発生又は兆候を把握した場合の職員(派遣労働者及び会計年度任用職員を含む。以下同じ。)から保護管理者等への報告連絡体制</p> <p>(3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化</p>		
	<p>(職員の監督)</p> <p>第10条 総括保護責任者、保護責任者及び保護管理者は、個人情報等がこの規程等に基づき適正に取り扱われるよう、特定個人情報等事務取扱担当者及び当該部課等の職員に対して、必要かつ適切な監督を行う。</p>		<p>総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。</p>
<p>(個人情報の適切な管理のための会議)</p>	<p>(個人情報等の適切な管理のための委員会)</p>	<p>【保有個人情報の適切な管理のための委員会】</p>	
<p>第8条 総括保護責任者は、個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催することができる。</p>	<p>第11条 総括保護責任者は、個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催する。</p>	<p>(5) 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催する。</p>	
	<p>2 総括保護責任者は、前項の委員会の開催に当たって、必要に応じて、情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることとする。</p>	<p>なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることが望ましい。</p>	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
第3章 教育研修	第3章 教育研修	4-8-3 教育研修	
第9条 総括保護責任者は、個人情報の取扱いに従事する職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他を目的として必要な教育研修を実施する。	第12条 総括保護責任者、保護責任者及び保護管理者は、個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。	(1) 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員(派遣労働者(注)を含む。以下同じ。)に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。 (注) 派遣労働者についても、従事者の義務(法第67条)が適用される場所であり、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についての労働者派遣契約は、保有個人情報の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとする必要がある。	
2 総括保護責任者は、個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を実施する。	2 総括保護責任者、保護責任者及び保護管理者は、個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。	(2) 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。	
3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護主任に対し、各課等における個人情報の適切な管理のための教育研修を実施する。	3 総括保護責任者は、保護責任者、保護管理者及び保護担当者に対し、部課等における個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的に実施する。	(3) 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的に実施する。	
	4 総括保護責任者、保護責任者及び保護管理者は、特定個人情報等事務取扱担当のうち特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対し、番号法第29条の2に定めるサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う。		サイバーセキュリティの研修については、番号法に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、次に掲げるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う(番号法第29条の2、番号法施行令第32条)。
4 保護管理者は、当該課等の職員に対し、個人情報の適切な管理のために、総括保護責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。	5 保護責任者及び保護管理者は、当該部課等の職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、総括保護責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。	(4) 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
	6 総括保護責任者は、教育研修を行うに当たり、研修計画を策定し、研修計画に基づき教育研修を実施する。		
第4章 職員の責務	第4章 職員の責務 (職員の責務)	4-8-4 職員の責務	
第10条 職員は、条例及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等並びに総括保護責任者、総括保護管理者、保護管理者及び保護主任の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。	第13条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護責任者、保護責任者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報等を取り扱わなければならない。	職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。	
第5章 個人情報の取扱い (アクセス制限)	第5章 個人情報等の取扱い (アクセス制限)	4-8-5 保有個人情報の取扱い 【アクセス制限】	
第11条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報にアクセスする(紙等に記録されている個人情報に接する行為を含む。以下同じ。)権限(以下「アクセス権限」という。)を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。	第14条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。	(1) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容(注)に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。 (注) 特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。	
2 アクセス権限を有しない職員は、個人情報にアクセスしてはならない。	2 アクセス権限を有しない職員は、個人情報等にアクセスしてはならない。	(2) アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。	
3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならない。	3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報等にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。	(3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
(複製等の制限)	(複製等の制限)	【複製等の制限】	
<p>第12条 職員は、業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行わなければならない。</p> <p>(1) 個人情報の複製 (2) 個人情報の送信 (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為</p>	<p>第15条 職員が業務上の目的で個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。</p> <p>(1) 個人情報等の複製 (2) 個人情報等の送信 (3) 個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し (4) その他個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為</p>	<p>(4) 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。</p> <p>① 保有個人情報の複製 ② 保有個人情報の送信 ③ 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し ④ その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為</p>	
(誤りの訂正等)	(誤りの訂正等)	【誤りの訂正等】	
<p>第13条 職員は、保有する個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。</p>	<p>第16条 職員は、個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。</p>	<p>(5) 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。</p>	
	(取扱区域)		
<p>※第17条※ 5 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。</p>	<p>第17条 特定個人情報等を取り扱うときは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下この条において「取扱区域」という。)を特定した上で、取扱区域において、特定個人情報等事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意するほか、書類等の盗難又は紛失等を防止するために施錠可能な場所への保管等の物理的な安全管理措置を講ずる。</p>		<p>特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある。</p>

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
(媒体の管理等)	(媒体の管理等)	【媒体の管理等】	
第14条 職員は、保護管理者の指示に従い、個人情報記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。	第18条 職員は、保護管理者の指示に従い、個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。	(6) 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。	
2 職員は、個人情報記録されている媒体を庁舎内で移動させる場合には、紛失・盗難等に留意するものとする。			
	(誤送付等の防止)	【誤送付等の防止】	
	第19条 職員は、個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。	(7) 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体(注)の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。 (注) 文書の内容だけでなく、付加情報(PDFファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等)に個人情報が含まれている場合があることに注意する。	
(廃棄等)	(廃棄等)	【廃棄等】	
第15条 職員は、保有する個人情報又は個人情報記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。	第20条 職員は、個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合その他不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、できるだけ速やかに、当該個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行う。	(8) 職員は、保有個人情報又は保有個人情報記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
	2 個人情報等を削除し、又は廃棄した場合には、必要に応じて、その記録を保存する。ただし、特定個人情報等又は特定個人情報ファイルを削除し、又は廃棄した場合には、その記録を保存しなければならない。		個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。
	3 個人情報等の消去や個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合(2以上の段階にわたる委託を含む。)には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。	特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合(2以上の段階にわたる委託を含む。)には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。	
(特定個人情報の取扱い状況の記録)	(個人情報等の取扱い状況の記録)	【保有個人情報の取扱い状況の記録】	
第16条 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱い状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。	第21条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。ただし、個人情報等が特定個人情報等であるときは、特定個人情報ファイルの取扱い状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱い状況について記録しなければならない。	(9) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。	特定個人情報ファイルの取扱い状況を確認するための手段を整備する。 行政機関等は、次に掲げる項目を含めて記録する。 なお、取扱い状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。
(個人番号の利用の制限等)			
第17条 職員は、番号法に定める事務の処理を行う場合を除き、個人番号を利用してはならない。			
2 特定個人情報等取扱者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。			
3 特定個人情報等取扱者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。			
4 特定個人情報等取扱者は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集し、及び保管してはならない。			

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
	(外的環境の把握)	【外的環境の把握】	
	第22条 個人情報等が、外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報等の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	(10) 保有個人情報、外国(※)において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 (※) 近年、行政機関等においても民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合があります。こうした場合にはクラウドサービス事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。	
第6章 情報システムにおける安全の確保等	第6章 情報システムにおける安全の確保等	4-8-6 情報システムにおける安全の確保等	
(アクセス制御)	(アクセス制御)	【アクセス制御】	
第18条 情報システム担当課長は、個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章(第26条を除く。)において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。	第23条 総括保護管理者及び情報システム管理者は、個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章(第35条を除く。)において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。	(1) 保護管理者は、保有個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。以下4-8-6(情報システムにおける安全の確保等)(16)を除く。)において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる(注)。 (注) アクセス制御の措置内容は、4-8-5(保有個人情報の取扱い)(1)により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものである必要がある。	
2 情報システム担当課長が前項の措置を講じる場合には、パスワード等の管理に関する規程を定め、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。パスワード等の管理に関する規程は、必要に応じて見直しを行う。	2 総括保護管理者及び情報システム管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。	(2) 保護管理者は、上記(1)の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
(アクセス状況の記録)	(アクセス記録)	【アクセス記録】	
第19条 情報システム担当課長は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存しなければならない。	第24条 総括保護管理者及び情報システム管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。	(3) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。	
2 情報システム担当課長は、前項のアクセス状況の記録を定期に及び必要に応じ随時に分析するものとする。	2 総括保護管理者及び情報システム管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。	(4) 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。	
3 情報システム担当課長は、第1項のアクセス状況の記録の改ざん、窃取又は不正な消去等の防止のために必要な措置を講じなければならない。	(アクセス状況の監視)	【アクセス状況の監視】	
(アクセス状況の監視)	第25条 総括保護管理者及び情報システム管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、個人情報等を含む、又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。	(5) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。	
(管理者権限の設定)	(管理者権限の設定)	【管理者権限の設定】	
第21条 情報システム担当課長は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。	第26条 総括保護管理者及び情報システム管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。	(6) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。	
(外部からの不正アクセスの防止)	(外部からの不正アクセスの防止)	【外部からの不正アクセスの防止】	
第22条 情報システム担当課長は、個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。	第27条 総括保護管理者及び情報システム管理者は、個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。	(7) 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
(不正プログラムによる漏えい等の防止)	(不正プログラムによる漏えい等の防止)	【不正プログラムによる漏えい等の防止】	
第23条 情報システム担当課長は、不正プログラムによる個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講じなければならない。	第28条 総括保護管理者及び情報システム管理者は、不正プログラムによる個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずる。	(8) 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずる。	
(情報システムにおける個人情報の処理)	(情報システムにおける個人情報等の処理)	【情報システムにおける保有個人情報の処理】	
第24条 職員は、個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合は、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。保護管理者は、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認しなければならない。	第29条 職員は、個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は、不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。	(9) 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。	
(暗号化等)	(暗号化)	【暗号化】	
第25条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化又はパスワード設定のため、必要な措置を講じなければならない。	第30条 総括保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員は、これを踏まえ、その処理する個人情報等について、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。	(10) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員(注)は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。	
2 職員は、前項の措置を踏まえ、その処理する個人情報について、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化又はパスワード設定の措置を講じなければならない。		(注) 職員が行う暗号化には、適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等が含まれる。	
(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)	(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)	【記録機能を有する機器・媒体の接続制限】	
第26条 情報システム担当課長は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講じなければならない。	第31条 情報システム管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずる。	(11) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずる。	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
(端末の限定)	(端末の限定)	【端末の限定】	
第30条 情報システム担当課長は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定しなければならない。	第32条 総括保護管理者及び情報システム管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。	(12) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。	
(端末の盗難防止等)	(端末の盗難防止等)	【端末の盗難防止等】	
第31条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。	第33条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。	(13) 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。	
2 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。	2 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。	(14) 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。	
(第三者の閲覧防止)	(第三者の閲覧防止)	【第三者の閲覧防止】	
第32条 職員は、端末の使用に当たっては、個人情報等が第三者に閲覧されないようにしなければならない。	第34条 職員は、端末の使用に当たっては、個人情報等が第三者に閲覧されないことがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。	(15) 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されないことがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。	
(入力情報の照合等)	(入力情報の照合等)	【入力情報の照合等】	
第27条 職員は、情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行う。	第35条 職員は、情報システムで取り扱う個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報等の内容の確認、既存の個人情報等との照合等を行う。	(16) 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。	
(バックアップ)	(バックアップ)	【バックアップ】	
第28条 情報システム担当課長は、個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。	第36条 保護管理者は、個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。	(17) 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。	
(情報システム設計書等の管理)	(情報システム設計書等の管理)	【情報システム設計書等の管理】	
第29条 情報システム担当課長は、個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。	第37条 総括保護管理者及び情報システム管理者は、個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。	(18) 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
第7章 サーバ室等の安全管理 (入退室の管理)	第7章 サーバ室等の安全管理 (入退管理)	4-8-7 情報システム室等の安全管理 【入退管理】	
第33条 情報システム担当課長は、個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等(以下「サーバ室等」という。)に入室する権限を有する者を定めるとともに、必要に応じ、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講じる。	第38条 情報システム管理者は、個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「サーバ室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。	(1) 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。	
2 情報システム担当課長は、必要があると認めるときは、サーバ室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じる。	2 情報システム管理者は、必要があると認めるときは、サーバ室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。	(2) 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。	
3 情報システム担当課長は、サーバ室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じる。	3 情報システム管理者は、サーバ室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。	(3) 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。	
(サーバ室等の管理)	(サーバ室等の管理)	【情報システム室等の管理】	
第34条 情報システム担当課長は、外部からの不正な侵入に備え、サーバ室等に施錠装置の設置等の措置を講じなければならない。	第39条 総括保護管理者及び情報システム管理者は、外部からの不正な侵入に備え、サーバ室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずる。	(4) 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずる。	
2 情報システム担当課長は、災害等に備え、サーバ室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。	2 総括保護管理者及び情報システム管理者は、災害等に備え、サーバ室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。	(5) 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
第8章 個人情報の提供及び業務の委託等 (個人情報の提供)	第8章 保有個人情報の提供 (保有個人情報の提供)	4-8-8 保有個人情報の提供 【保有個人情報の提供】	
第35条 保護管理者は、条例第9条第1項ただし書の規定に基づき町の各実施機関以外の者に個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わさなければならない。	第40条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第4号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「他の行政機関等」という。)以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面(電磁的記録を含む。)を取り交わす。	(1) 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面(電磁的記録を含む。)を取り交わす。	
2 保護管理者は、条例第9条第1項ただし書の規定に基づき町の各実施機関以外の者に個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じることができる。	2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第4号の規定に基づき、他の行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。	(2) 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。	
3 保護管理者は、条例第9条第1項ただし書の規定に基づき町の他の実施機関に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講じることができる。	3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずる。	(3) 保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、上記(1)及び(2)に規定する措置を講ずる。	
	4 保有個人情報を提供する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。	【その他】 (6) 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。	
4 職員は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。			

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
	第9章 個人情報の取扱いの委託 (業務の委託等)	4-8-9 個人情報の取扱いの委託 (業務の委託等)	
<p>第36条 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報(特定個人情報等を含む。以下この項において同じ。)の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないようにしなければならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務実施者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。</p> <p>(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務</p> <p>(2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項</p> <p>(3) 個人情報の複製、持出し等の制限に関する事項</p> <p>(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項</p> <p>(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項</p> <p>(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項</p>	<p>第41条 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>(1) 個人情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務</p> <p>(2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下この項及び第4項において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件(個人番号利用事務等の再委託について、番号法第10条第1項の許諾を得るべきことを含む。)に関する事項</p> <p>(3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項</p> <p>(4) 個人情報等の安全管理措置に関する事項</p> <p>(5) 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項</p> <p>(6) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項</p> <p>(7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項</p> <p>(8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)</p>	<p>(1) 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託(注1)する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置(注2)を講ずる。また、契約書に、次の事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>① 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務</p> <p>② 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。4-8-9(個人情報の取扱いの委託)(1)及び(4)において同じ。)(※)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項</p> <p>(※) 委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。</p> <p>③ 個人情報の複製等の制限に関する事項</p> <p>④ 個人情報の安全管理措置に関する事項</p> <p>⑤ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項</p> <p>⑥ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項</p> <p>⑦ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項(注3)</p> <p>⑧ 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)</p>	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
		<p>(注1)「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、行政機関等が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力(本人からの取得を含む。)、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるが、これらに限られない。</p> <p>(注2)例えば、4-8-10(サイバーセキュリティの確保)に記載したサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に、委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備すること等が挙げられる。</p> <p>(注3)準拠法や裁判管轄について日本国内法令とすべきかについてもあらかじめ検討する必要がある。</p>	
	2 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報等の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。	(2) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。	
2 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。	3 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。	(3) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。	
3 委託先において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項に規定する措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項に規定する措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。	4 委託先において、個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。	(4) 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に上記(1)の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが上記(3)の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
4 個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。	5 個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記する。	(5) 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。	
		【その他】※2回目※	
	6 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務の内容、個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。	(6) 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。	
	(特定個人情報等に係る委託先の監督)		
	第42条 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき町が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。		「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。
	2 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、契約書等に特定個人情報等の特記事項を定めるなどし、委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約を締結する。		委託先の選定については、個人番号利用事務等を行う行政機関等は、委託先において、番号法に基づき当該行政機関等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。
	3 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託した場合は、委託先における特定個人情報等の取扱状況を把握する。		
	4 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託する場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。		行政機関等が許諾を与えることが個人番号利用事務等の再委託の要件とされていることから、行政機関等は、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
	第10章 サイバーセキュリティの確保 (サイバーセキュリティに関する対策の基準等)	4-8-10 サイバーセキュリティの確保 【サイバーセキュリティに関する対策の基準等】	
	第43条 個人情報等を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、精華町情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う個人情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。	(1) 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。	
	(情報資産)		
	第44条 個人番号利用事務の実施に当たっては、接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。		個人番号利用事務の実施に当たり、接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置等を遵守することを前提とする。
	2 個人番号利用事務において使用する情報システムについては、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。		個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。
	3 前2項に定めるもののほか、情報資産の取扱いについては、精華町情報セキュリティポリシーの例による。		地方公共団体においては、これらに加え、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。
第9章 安全確保上の問題への対応 (事案の報告及び再発防止措置)	第11章 安全管理上の問題への対応 (事案の報告及び再発防止措置)	4-8-11 安全管理上の問題への対応 【事案の報告及び再発防止措置】	
第37条 個人情報の安全確保の上で、漏えい、滅失又は毀損等の問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該個人情報を管理する保護管理者(保護管理者が不在等により報告等が困難な場合には、総括保護責任者及び総括保護管理者等。次項及び第3項において同じ。)に報告しなければならない。	第45条 個人情報等の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該個人情報を管理する保護管理者及びCSIRTに報告する。	(1) 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する(注)。 (注) 職員は、当該事案の発生(事案発生のおそれを含む。)を認識した場合、時間を要する事実確認を行う前にまず保護管理者に報告する。	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
<p>2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くこと等、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。</p>	<p>2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。</p>	<p>(2) 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。</p>	
<p>3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護責任者及び総括保護管理者並びに個人情報漏えい等担当窓口(総務部総務課又は総務部デジタル推進室)に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護責任者及び総括保護管理者並びに個人情報漏えい等担当窓口当該事案の内容等について報告しなければならない。</p>	<p>3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等をCSIRTと共に調査し、総括保護責任者及び保護責任者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護責任者及び保護責任者に当該事案の内容等について報告する。</p>	<p>(3) 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。</p>	
<p>4 総括保護責任者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を町長に速やかに報告しなければならない。</p>	<p>4 総括保護責任者は、前項の規定による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を町長に速やかに報告する。</p>	<p>(4) 総括保護管理者は、上記(3)による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を行政機関の長等(独立行政法人等にあつては法人の長、地方独立行政法人にあつては理事長)に速やかに報告する。</p>	
<p>5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>5 保護管理者はCSIRTと共に、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。</p>	<p>(5) 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。</p>	
	<p>(個人情報保護法及び番号法に基づく報告及び通知)</p>	<p>【法に基づく報告及び通知】</p>	
	<p>第46条 漏えい等が生じた場合であつて、個人情報保護法第68条第1項又は番号法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び個人情報保護法第68条第2項又は番号法第29条の4第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条の規定に基づく措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。</p>	<p>(6) 漏えい等が生じた場合であつて法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、上記(1)から(5)までと並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力する。</p>	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
(公表等)	(公表等)	【公表等】	
<p>第38条 保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第47条 個人情報保護法第68条第1項又は番号法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び個人情報保護法第68条第2項又は番号法第29条の4第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る個人情報等の本人への連絡、当該事案の内容、経緯、被害状況等についての個人情報保護委員会への情報提供等の措置を講ずる。</p>	<p>(7) 法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。</p> <p>国民の不安を招きかねない事案(例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等)については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましい。</p>	
第10章 監査及び点検の実施	第12章 監査及び自己点検の実施	4-8-12 監査及び点検の実施	
(監査)	(監査)	【監査】	
<p>第39条 監査責任者は、個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から第9章に規定する措置の状況を含む各課等における個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護責任者に報告する。</p>	<p>第48条 監査責任者は、個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに記載する措置の状況を含む町における個人情報等の管理の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に監査(外部監査及び他部署等による点検を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護責任者に報告する</p>	<p>(1) 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、4-8-2(管理体制)から4-8-11(安全管理上の問題への対応)までに記載する措置の状況を含む当該行政機関等における保有個人情報の管理の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)(注)を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。</p>	
	<p>2 監査責任者は、監査を行うに当たり、監査計画を立案し、総括保護責任者の承認を得る。</p>	<p>(注) 保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、実地監査を含めた重点的な監査として行うものとする。</p>	
(点検)	(自己点検)	【点検】	
<p>第40条 保護管理者は、各課等における個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護責任者に報告する。</p>	<p>第49条 保護管理者は、各課等における個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に、及び必要に応じ随時に自己点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護責任者に報告する。</p>	<p>(2) 保護管理者は、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。</p>	

【現行】精華町の安全管理措置	【新】精華町の安全管理措置	個人情報の保護に関する法律 についての事務対応ガイド (行政機関等向け)	特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン(行政機関等編) ※抜粋※
(評価及び見直し)	(評価及び見直し)	【評価及び見直し】	
第41条 この規程等については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を行う。	第50条 総括保護責任者、保護管理者等は、監査又は自己点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。	(3) 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。	
第11章 補則	第13章 雑則		
	(個人番号利用事務等の流れの整理)		
	第51条 総括保護責任者、保護管理者等は、個人番号利用事務等の範囲等を明確にした上で、個人番号利用事務等の流れを整理し、管理段階ごとに安全管理措置を織り込む。		明確化した事務において事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければならない。
(細則)	(委任)		
第42条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のための手続その他について必要な事項は、別に定める。	第52条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。		